

「法人税申告実務の重要項目Ⅱ (配当等、資本等取引編)」

CONTENTS

第1章 受取配当等の益金不算入

テーマ1 受取配当等の実務での取扱い 2

■受取配当等は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ2 受取配当等の益金不算入額の計算 6

■受取配当等の益金不算入額はどのように計算されるのか

テーマ3 別表8(1) (受取配当等) の記載 18

■別表8(1) (受取配当等の益金不算入) はどのように記載するのか

第2章 みなし配当等

テーマ4 みなし配当等の実務での取扱い 28

■みなし配当等は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ5 みなし配当等の法人税における取扱い 34

■みなし配当は法人税においてどのように取り扱われるのか

第3章 払戻法人，資本等取引

テーマ6 払戻法人の取扱い 54

■みなし配当が生じた場合の払戻法人の取扱い

テーマ7 資本等取引の取扱い 72

■資本等取引は法人税でどのように取り扱われるのか

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、
令和4年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

「法人税申告実務の重要項目Ⅱ (配当等、資本等取引編)」

第1章 受取配当等の益金不算入

テーマ1	受取配当等の実務での取扱い	2
テーマ2	受取配当等の益金不算入額の計算	6
テーマ3	別表8(1)(受取配当等)の記載	18

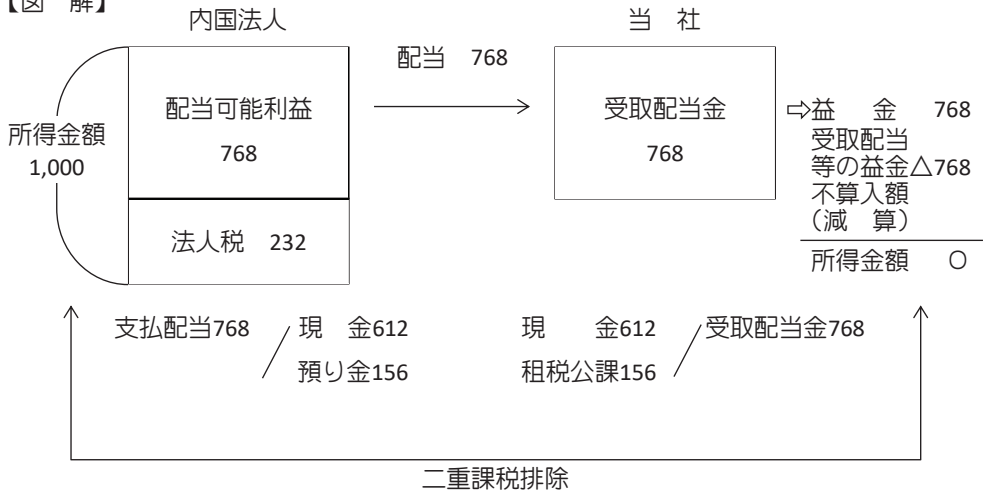
1 受取配当等の実務での取扱い

受取配当等は実務でどのように取り扱われるのか

■1 内国法人から受ける配当等の取扱い

会社が他の内国法人から受ける配当等の額は、法人間配当に対する二重課税を排除する目的から、益金不算入とされています。すなわち、会計上、収益計上されている配当等の額を、所得計算において減算調整することにより、非課税とします。

【図 解】



配当を支払った内国法人では、所得に対して法人税が課され、その課税後の留保利益を株主に対して配当することになります。配当金を受取った法人（株主側）では、会計上収益計上されますが、この受取配当金に法人税を再び課することになると、ひとつの利益に対して二度法人税を課すことになってしまいます。そこで、配当を受取った側では、法人間配当の二重課税を排除するために、非課税扱いにしているのです。

ただし、内国法人が保有する株式等は、企業支配的な性格の株式から単に投資の対象として所有している株式等まで様々な目的によって保有しているため、法人税では株式を4つに区分して、それぞれの区分に応じた金額を益金不算入額としています。

第1章 受取配当等の益金不算入

株式等の区分	益金不算入額
① 完全子法人株式等（100%保有）	配当等の額
② 関連法人株式等（1/3超保有）	配当等の額 - 控除負債利子
③ その他株式等(①②④以外の株式等)	配当等の額 × 50%
④ 非支配目的株式等（5%以下保有）	配当等の額 × 20%

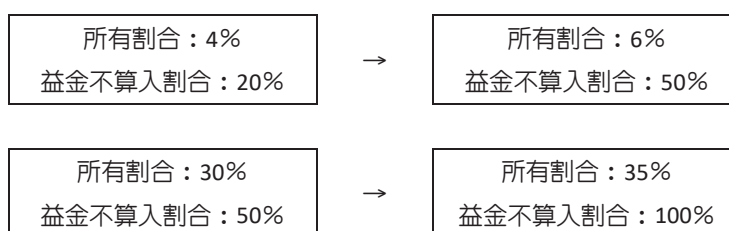
（注）株式等は、所有割合及び所有期間に応じて4区分されます。

■2 益金不算入割合

(1) 益金不算入割合

受取配当等は、所有割合及び所有期間に応じて4区分され、4区分のいずれに該当するかによって益金不算入割合が異なってきます。益金不算入割合が高いほど別表4における減算調整額が大きくなり、税負担は減少することになります。また、株式の所有割合が高いほど、受け取った配当金の益金不算入割合が高くなります。

株式の所有割合は、簡単に増減できるものではありませんが、可能であれば、所有割合を高めて区分を変更して益金不算入割合を高めることができます。例えば4%所有を6%所有に引き上げる、また、30%所有を35%所有に引き上げるといったケースです。



(2) 控除負債利子

益金不算入額を考える上では、益金不算入割合の他に控除負債利子を検討する必要があります。控除負債利子は、関連法人株式等の区分のみに適用され、他の3区分には適用されません。会社が支払う負債利子の一部を受取配当等に対応する費用として認識し、受取配当等から控除負債利子を差し引いた金額を非課税対象とする考えです。

第1章 受取配当等の益金不算入

この場合、会社が支払う負債利子の額が大きい場合には、多額の控除負債利子の額が計算され、結果として益金不算入額が小さくなります。場合によっては、受取配当等の額よりも控除負債利子の方が大きくなり、益金不算入額がゼロとなるケースも考えられます。負債利子の額が大きい会社では、控除負債利子の影響度合を検討する必要があります。

① 負債利子がない場合

配当等100（関連法人株式等），控除負債利子0

$$\text{配当等100} - \text{控除負債利子0} = \text{益金不算入額 100}$$

② 負債利子が多額な場合

配当等100（関連法人株式等），控除負債利子120

$$\text{配当等100} - \text{控除負債利子120} = \text{益金不算入額 0}$$

②のように負債利子が多額であるために、益金不算入額がゼロになってしまうような場合には、控除負債利子のない他の区分に変更することによって益金不算入の適用を受けることができます。

■3 控除負債利子の計算

関連法人株式等に適用される控除負債利子は、当期の支払利子のうち配当金を収入するための必要経費という性格のものですが、旧法の計算方法が複雑であったため改正により概算により受取った配当の額に一定割合を乗じて算出することになりました。

■4 実務の流れ

- (1) 所有する株式等の区分が、4区分のいずれに該当するかを確認しておきます。そして、所有割合を変更し、区分が変更されることによって益金不算入額が大きくなると見込まれる場合には、所有割合の変更を検討します。
- (2) 当期に受取った配当等を、4つに区分して集計します。
- (3) 関連法人株式等に係る配当等がある場合には、控除負債利子の額を計算します。
- (4) 受取配当等の益金不算入に関する明細書である別表8(1)を作成して、益金不算入額を算出します。算出された益金不算入額は、別表4で減算調整します。

【実務の流れ】

- ① 所有割合の変更によって区分が変更し、益金不算入額が大きくなると見込まれる場合には、所有割合の変更を検討する。
↓
- ② 受取配当等を4つに区分して集計する。
↓
- ③ 関連法人株式等については控除負債利子を計算が必要となる。
↓
- ④ 別表8(1)を作成して益金不算入額を算出し、別表4の減算調整欄に転記する。

■5 受取配当等に関する別表

法人が内国法人から受ける配当金等の額について法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定の適用を受ける場合に、別表8を作成します。

- 別表8(1) 受取配当等の益金不算入に関する明細書